

推古紀二十年正月条の置酒の宴と上寿歌に関する二、三の疑い

松田信彦

はじめに（問題の所在）

日本書紀、推古天皇二十年正月条に、置酒の宴の記事及び、推古天皇を寿ぐ蘇我馬子の歌（一〇二番歌謡）と、それに和した天皇の歌（一〇三番歌謡）がある。⁽¹⁾

廿年春正月辛巳朔丁亥、置酒宴群卿。是日、大臣上寿歌曰、
夜酒瀾志斯、和餓於朋耆瀰能、訶勾理摩須、阿摩能榔蘇河磯、
異泥多々須、瀰蘇羅烏瀰礼慶、予呂豆余珥、訶勾志茂餓茂、
知余珥茂、訶勾志茂餓茂、訶之胡瀰弓、菟伽倍摩都羅武、烏
呂餓瀰弓、菟伽倍摩都羅武、宇多豆紀麻都流。

天皇和曰、

摩蘇餓予、蘇餓能古羅破、宇摩奈羅慶、暨武伽能古摩、多智
奈羅慶、勾札能摩差比、宇倍之訶茂、蘇餓能古羅烏、於朋枳
瀰能、菟伽破須羅志枳。

従来、これらの歌謡は正月儀礼の、特に酒宴の場で歌われた、いわば君臣和楽の歌としてとらえられ、歌の解釈では細かな部分を除き、それほど議論になるところではなかった。問題はそれが史実か虚構かということで、これについては大きく意見の分かれるところである。

史実ととらえる代表的なものとしては、土橋寛氏の『古代歌謡全注釈 日本書紀篇』で、「この二十年正月七日の賜宴も、ほぼ史実と見てよいと思われる」とし、歌についても、馬子の上寿歌については、奏上者の実際は馬子ではなく樂府の歌人などを想定してはいるものの、全体としては「新しい宮廷寿歌」であるとし、勧酒歌から

発展した古いタイプの宮廷寿歌とは違う新しい形式が、この推古朝に成立したとされた。山路平四郎氏の『記紀歌謡評釈』でも、特に史実かどうかは明言しないものの、全体として史実であることを前提とした解釈をされている。また高松寿夫氏⁽²⁾も「この歌謡が、『推古紀』が伝えるとおり、推古朝に制作され享受されたものであることは、今日ほぼ認められているところで、記事をめぐる基本的な事柄は、史実と捉えられる」とされた。

これに対し、辰巳正明氏⁽³⁾は正月儀礼で、その開始がもっとも明確なものとして、孝德朝の賀正礼を指摘し、孝德朝以降、天智・天武紀にもその記事が多く見られるところから、この推古紀の記事に見られる正月七日の置酒の宴も、孝德朝以降に取り入れられたもので、

これは天智・天武朝においてこそふさわしいとされた。同じく北村進氏⁽⁴⁾も、日本書紀における正月七日の宴の記事を検討され、辰巳氏と同様にこの正月七日の宴は、儀礼として天武朝頃に定着した制度であると指摘された。

さらには、これらの諸説を折衷した形で、宴の記事は史実であるが、歌謡の成立を天智朝前後に比定する意見もある。代表的なものとして、志水義夫氏⁽⁵⁾で、万葉集一四七番歌との比較検討により、天智朝の歌との同時代性を認めている。また高野正美氏⁽⁶⁾も歌謡の成立を天智朝とされた。

このように、まだ解決をみないが、この推古天皇二十年の記事については、記事の史実性と歌の史実性との両面での論議は盛んに行われてきた。しかし、これらはいわば日本書紀本文の外の問題で、肝心のこの記事自体の重要な部分がまだ見過ごされているようと思われる。それはこの歌謡が歌われた場が、これまで当たり前のよううに酒宴の場であるという前提で、様々な議論が行われたことである。

例えば、土橋前掲書における「上寿」の注釈では「中国の宮廷での祝宴で、王公が天子に盃を献じ、寿詞を奉ることをいう」と説明された。高松前掲論文でも上寿について「長上へ酒杯を捧げる儀礼をいう漢語表現である」とされた。更には辰巳前掲論文でも「この寿歌（上寿歌）は、正月七日の置酒の宴において詠まれた」と、歌

の詠まれた場を置酒の宴とされ、北村前掲論文でも「賜宴の場」とされたように、このことに疑問を投げかけることはこれまでなかつたといつてよい。

本稿では、まずはこれまで見落とされてきたこの歌の場を、日本書紀本文に即して解釈を確認し、正しい文脈理解をする目的とする。その上で、これまで議論されてきた記事（歌を含む）の虚構性などの問題の解決の糸口を探つていければ幸いである。

一

ここで問題となるのは「上寿」である。これは古くは岩崎本、あるいは兼右本の古訓に「オホミキタテマツリテ」とあることから、長い間それが踏襲され、現在もほぼ定訓のように扱われてきた。当然、解釈においても、「酒杯を献じて」といようなことになる。ただ、武田祐吉氏『記紀歌謡全講』では「ホギウタタテマツリテ」と訓み、相磯貞三氏『記紀歌謡新解』でも「ホギゴトヲタテマツリテ」と訓まれるなど、いくつかの異訓も提示されてはいる。⁽⁷⁾

本稿では、この旧訓「オホミキタテマツリテ」について、批判的な立場に立ち、以後考察を進めていきたい。

まずこのことを考える上で、一番問題になると思われるのが、この推古二十年の記事全体が、歌謡も含めて正月七日の酒宴での出来

事であるという前提である。これまで、このことが無批判に、あるいは無意識に前提として考えられてきたようと思われる。だからこそ（「上寿」の「上」は献上の意でまず問題はなかろうが）、「寿」は本来は祝辞の意で、酒の意はまったく含まれないにもかかわらず、旧訓は「オホミキタテマツリテ」で、酒杯を献じる意と解釈されてきた。これは言うまでもなく、この「上寿」が行われ、歌が詠まれた場が酒宴であったという前提だからである。確かに酒宴の場であれば、祝辞を述べる際、同時に酒杯を献じるということも十分に考えられるだろう。その意味では、旧訓が「オホミキタテマツリテ」と訓むことの不自然さは少なくなる。

もうひとつは漢籍の用例である。近世国学の時代から、この場面の解釈に多くの漢籍が引用され、現代まで同様のことが行われている。例えば、『日本書紀集解』や『日本書紀通釈』以降よく引用されるのは、『後漢書』『明帝紀』であり、近代に入り土橋氏の前掲書では、さらに『史記』滑稽伝の記事が紹介される。少々長くなるが以下引用する。

①威王大説、置酒後宮、召髡賜之酒。問曰「先生能飲幾何而醉？」對曰「臣飲一斗亦醉。一石亦醉。」威王曰「先生飲一斗而醉、惡能飲一石哉！其説可得聞乎？」髡曰「賜酒大王之前、執法在傍、御史在後、髡恐懼俯伏而飲、不過一斗徑醉矣。若親有嚴客、髡畚轔鞠脰、

待酒於前、時賜餘瀝、奉觴上壽、數起、飲不過二斗徑醉矣。若朋友交遊、久不相見、卒然相覩、歡然道故、私情相語、飲可五六斗徑醉矣。若乃州闈之會、男女雜坐、行酒稽留、六博投壺、相引為曹、握手無罰、目眙不禁、前有墮珥、後有遺簪、髡竊樂此、飲可八斗而醉二參。日暮酒闌、合尊促坐、男女同席、履舄交錯、杯盤狼藉、堂上燭滅、主人留髡而送客、羅襦襟解、微聞薌澤、當此之時、髡心最歡、能飲一石。故曰酒極則亂、樂極則悲、萬事盡然、言不可極、極之而衰。」以諷諫焉。齊王曰「善。」乃罷長夜之飲、以髡為諸侯主客。五宗室置酒、髡嘗在側。（史記／列傳／卷一百一十六 滑稽列傳第六十六）

②夏五月戊子、公卿百官以帝威德懷遠、祥物顯應。乃並集朝堂、奉觴上壽。（壽者人之所欲。故卑下奉觴進酒、皆言上壽。）（後漢書／本紀／卷二 顯宗孝明帝紀第一）※「」内は賢注

後者が近世以降しばしば引用され、いわば「上寿」を「酒杯を奉る」と解釈する根拠となつた『後漢書』明帝紀であるが、一番の根拠はその賢注である。「寿は人の欲する所。故に卑下觴を奉り酒を進めるを皆壽を上ると言ふ」と訓読できるが、本文は「奉觴上壽」であり、あくまでも奉觴と上壽は同義ではない。觴を奉り、壽を上るのである。

前者の『史記』の記事はやや長々と引用したが、ここも後漢書の例と同じ「奉觴上壽」の語が見られる。これは斉の威王が淳于髡の助言・助力で楚の兵を退却させたので、喜んで後宮で酒宴を催し、

淳于髡を召して、どの程度の酒を飲めば酔えるのかを聞くが、髡は（この場合は酒宴を例に）物事は極めるべきでなく、極めれば衰えると、斉王を諫める場面である。その中で、髡は宴席に侍り、ときおり餘瀝を賜って、杯を捧げ、尊客の健康を祝福してしばしば起きあがる時は「斗ものめばたちまち酔うでしょう」と答えるのであるが、

これらの例は、確かに酒宴という場で行われた「上壽」であるから、文中にも、同時に酒杯を献じることが書かれるが、逆に言えば、上壽の語義に酒杯を献じることが含まれるのであれば、わざわざ奉觴という語を記す必要はないのである。これらの例では文字通り、酒杯を献じて、さらに祝辞を述べたと考えるべきで、その際の上寿には酒杯を献じる意味は含まれないとみるべきである。例えば次のようないい例をみれば、それはより明らかである。

③天子從封禪還、坐明堂。群臣更上壽。（史記／本紀／卷十一孝武

本紀第十二）

「天子が封禪から還って、明堂に坐っていると、群臣はかわるがわる祝辞を言上した。」

④始元元年春二月、黃鵠下建章宮太液池中。公卿上壽。（漢書／本

紀／卷七 昭帝紀第七）

「始元元年の春二月、黃色い白鳥が、建章宮にある太液池の中に下りた。公卿たちはこの瑞祥を祝福した。」

⑤四年春正月、以誅郅支單于告祠郊廟、赦天下。羣臣上壽置酒、以其圖書示後宮貴人。（漢書／本紀／卷九 元帝紀第九）

「四年の春正月、郅支單子を誅して、郊廟に告祠し、天下に赦令を下した。群臣が主上の長寿を祝福して、祝宴を催し、郅支討伐の図書を後宮・貴人に示した。」

⑥二十四年、拜為王后、策曰「夫人卞氏、撫養諸子、有母儀之德。

今進位王后、太子諸侯陪位、羣卿上壽、減國內死罪一等。」（三國志／魏書／卷五 魏書五后妃／武宣卞皇后）

「（建安）二十四年、王后にとりたてられた。策命（辞令）には「夫人卞氏は、諸子を愛育して母道の模範となるべき徳を具えている。いま位を王后にひきあげる。（その儀式には）太子諸侯は陪席し、大臣たちは祝賀を述べよ。国内の死罪にあたる者の罪を一級軽減するように」

これらの例を見れば、必ずしも上寿が酒宴と結びつくものではないことは明らかで、確かに⑤のように酒宴と関連する例も見られるが、それでも、文脈としては、皇帝が郅支單子を誅殺し、それにより天下に恩赦を下したことを受け、群臣が皇帝の繁栄を祝福

する言葉を述べて、酒宴を開いたということで、この場合の上寿をする「酒杯を献じて」という意味でとることは難しい。もし酒宴の場で祝福が行われたならば、「羣臣上壽置酒」ではなく「羣臣置酒上壽」となろう。むしろ、③④⑥の例などのように、本来は酒宴と切り離し、純粹に祝辞を述べたり、祥瑞とともに祝福の言葉を発する意でとるべきであり、これらの例を見る限り、推古紀の上寿も同様に考える必要があるのではないだろうか。

「上寿」したとある。従来、「是日」を挟む前後の文脈が同一の場で行われたものとする解釈であったのだが、果たしてそう考えていいのであろうか。

そこで本当に「是日」の前後の文脈が同一の場の出来事を記すものかどうか、一度この「是日」の用例を検討していくことにする。まずは同じ推古紀の用例を見ていくたい。

イ、四年冬十一月、法興寺造竟。則以大臣男善德臣拝寺司。是日慧慈・慧聰、二僧、始住於法興寺。（推古天皇四年十一月）

口、六月壬寅朔丙辰、客等泊于難波津。是日、以飾船卅艘、迎客等于江口、安置新館。於是、以中臣宮地連烏摩呂・大河内直糠手・船史王平為掌客。（推古天皇十六年六月）

ハ、秋八月辛丑朔癸卯、唐客入京。是日、遣飾騎七十五匹、而迎唐客於海石榴市術。額田部連比羅夫、以告礼辞焉。（推古天皇十一年八月）

ニ、冬十月己丑朔丙申、新羅任那使人臻於京。是日、命額田部連比羅夫、為迎新羅客莊馬之長。以膳臣大伴為迎任那客莊馬之長。即安置阿斗河辺館。（推古天皇十八年十月）

ホ、十九年夏五月五日、薬猶於菟田野。取鷄鳴時、集于藤原池上。以会明乃往之。粟田細目臣為前部領。額田部比羅夫連為後部領。是日、諸臣服色、皆隨冠色。各著鬚花。則大德小德並用金。大

さて、これまで上寿の解釈をめぐって、漢籍の例との比較で考察を進めてきた。結果、漢籍の例を考えるならば、従来の上寿に酒杯を献じる意味を含める解釈は、成り立たない蓋然性があることを確認してきたが、これまで上寿に酒杯を献じる意を見出す最大の要因は、漢籍の例でもいくつか確認できるが、何よりこの推古紀の例が、酒宴の場で上寿が行われたと思われてきたことである。今、「思われてきた」と書いたが、再度文脈を確認すると、

二十年の春正月の辛巳の朔丁亥に、置酒して群卿に宴す。是の

日に、大臣、寿上りて歌ひて曰さく、

とあり、まず、正月の七日に酒宴を催し、群卿のために酒を振る舞つたという記事があり、その後「是の日」に大臣（蘇我馬子）が、

仁小仁用豹尾。大礼以下用鳥尾。（推古天皇十九年五月）

へ、二月辛亥朔庚午、改葬皇太夫人堅塙媛於檜隈大陵。是日、誅於輕術。第一、阿倍内臣鳥、誅天皇之命。則奠靈。明器・明衣之類、万五千種也。第二、諸皇子等、以次第各誅之。第三、中臣宮地連烏摩侶、誅大臣之辭。第四、大臣引率八腹臣等、便以境部臣摩理勢、令誅氏姓之本矣。時人云、摩理勢・烏摩侶、二人能誅。唯鳥臣不能誅也。

まずイの例であるが、これは法興寺（飛鳥寺）を造り終えた記事

と、蘇我馬子の子善徳が、その寺司に任命された記事がまずあり、是日条として、慧慈・慧聰の二人の僧侶が初めて法興寺に入り、住み始めたことを記す。是日の前と後では、確かにどちらも法興寺に関連する記事ではあるが、善徳が寺司に任命されたといつても、実際に寺内で寝起きするようなことはないだろう。あくまでも役職として任命されたにすぎない。その意味では、是日条が示す記事は、その前の記事と、文字通り同じ日の出来事ではあっても、同じ時、同じ場での出来事とは言い難い。口の例は、この前の月に、遣唐使の小野妹子が、唐の使人を連れて帰国する記事があるが、この口の記事はその唐の客が難波の津に到着して泊まつたという記事である。そして是日条の記事は、その唐の客を出迎えるため、淀川の河口で飾り船三十艘で出迎え、新たに造宮した迎賓館に迎え入れたことが

記される。これは是日の前の記事が、全体の結末を記し、是日がそこからさかのぼって、唐の客が難波津に宿泊するまでの詳細を記すという構図になっている。ハは口に関連する記事であるが、これについても口と同様に、まず唐の客が京（小墾田宮）に入ったという全体的な結論を記した後に、是日条でその詳細、すなわち飾り馬を七十五匹を用意して、海石榴市で唐の客を出迎えたことを記す。これも当然のことながら、時間の流れとしては是日条の出迎えの後、おそらくは海石榴市から山田道を通って小墾田宮に入京したと思われる所以、記事としては時間が前後しているといつてよい。

次に二の例であるが、これも口、ハと同様の例と言えよう。まず新羅・任那の使人が来朝したことを述べ、是日条で、その迎える様子の詳細を記す。すなわち額田部連比羅夫と膳臣大伴とを、それぞれ新羅と任那の客を迎えるために、莊馬の長に任命したこと、そして客人を阿斗の河辺の館に迎え入れる記事を載せる。これも時間の流れとしては、まずは客人を迎えて、その結果としての入京ということであれば、この記事も時間的には前後しているといえよう。

ホの例は菟田野で薬猟をする記事であるが、是日条はその薬猟に参加した諸臣が服の色を冠の色に合わせたことと、身分によって髪飾りを変えたということが記される。ここは確かに同じ薬猟での事柄ではあるが、薬猟をしたこと及びその詳細と、その参加者の服装の記事とは、述べる事柄の次元が異なるように思える。その薬猟の

場で何かをしたというのではなく、是日条はあくまで冠位制度のシステム的な問題を述べるにすぎない。あえていえば、服の色を冠の色に合わせて、身なりを整えた後、薬猶を行うというのが、物事の順序であろう。

最後にへの例であるが、これは堅塙媛を檜隈大陵に改葬したとい、いわば全体的な事柄をまず提示し、その詳細を是日条で示している。すなわち皇族・諸臣の誅の詳細を記している。これは全体的な事柄の提示後、是日条で詳細を記すのは、ロ・ハ・ニの用例と類似しているともいえよう。

さて、このように是日条の記事は、大まかな傾向として、その前にその条の全体像ともいべき結論が示され、その後には是日条での結論にいくまでの過程や、あるいはそれに関連するものの、是日の直前の記事とは時間も空間も異にする出来事を並記する際に用いられる手法だといえよう。特にロ、ハ、ニ、あるいはホの例のように、是日条に記された記事が、その前の記事よりも、時間的に前の事柄をさかのぼって示すような場合も多く見られ、そのように考えるならば、この推古天皇二十年正月七日条の是日についても、あるいは、上寿が酒宴の場で行われたのではなく、酒宴に先立つて、例えば正月儀礼の中で行われたあとに、酒宴が催されたということも十分に考えられるのである。

推古紀の記事の検討だけでは、必ずしも十分とは言えないのでも、

ここでその他の天皇紀の記事についても確認しておきたい。日本書紀全體では百三十五例あり、そのすべてを掲げるには紙面に限りがあるので、いくつかに絞って検討する。

ト、冬十二月丙申朔乙卯、天皇、以大田々根子、令祭大神。是日、活日自挙神酒、献天皇。仍歌之曰、許能瀬枳破、和餓瀬枳那羅孺、椰磨等那殊、於明望能農之能、介瀬之瀬枳、伊句臂佐、伊句臂佐。如此歌之、宴于神宮。即宴竟之、諸大夫等歌之曰、宇磨佐開、瀬和能等能々、阿佐姑珥毛、伊弟、由介那、瀬和能等能渡鳩。於茲、天皇歌之曰、宇磨佐階、瀬和能等能々、阿佐姑珥毛、於辞寐羅箇櫛、瀬和能等能渡鳥。即開神宮門、而幸行之。所謂大田々根子、今三輪君等之始祖也。（崇神天皇八年十二月）チ、秋八月己酉朔壬子、立稚足彥尊、為皇太子。是日、命武内宿祢、為棟梁之臣。（景行天皇五十一年八月）
リ、癸酉、太子至自角鹿。是日、皇太后宴太子於大殿。皇太后舉觴以寿于太子。（神功皇后摂政十三年二月）
ヌ、冬十月戊午朔壬申、葬狭城盾列陵。是日、追尊皇太后、曰氣長足姫尊。（神功皇后摂政六十九年十月）

まずトの例は大田田根子に大物主神を祭らせたことが記され、是日条に、それと同じ日に活日（掌酒）が酒を天皇に献上し、宴が行

われたことが記される。本来、大物主祭祀と、酒の献上（酒宴）は、儀礼と饗宴という意味では関連する事柄ではあるものの、同時的・同空間的のものでもない。チについては、稚足彦尊（のちの成務天皇）の立太子記事と、是日条では、同じ日に武内宿祢を棟梁之臣（大臣）に任命したことが記されるが、これも、同じ日にそういう人事があつたということであり、基本的には別の事柄である。リについても、直前に太子（のちの応神天皇）が角鹿の筈飯大神を参拝した記事を受けて、その角鹿から都に戻った記事があり、是日条では皇太后（神宮皇后）が太子のために宴を開いたことが記される。

当然前後に因果関係はあるだろうが、ここにも同時・同空間性は認められない。又についても、まず神功皇后の御陵記事があり、その後是日条で皇太后（神功皇后）の追尊記事があるが、本質的には異なる記事で、御陵に葬った日に、追尊したというだけのことである。これらの記事は、是日の前後の記事が、何らかの関連を持ちながるも、基本的には別の事柄、出来事を述べているといつてよい。

他にも、是日条が、単に前文の記事と同じ日の出来事という程度の意味で、その前文と全く関係を持たない場合も多く見られる。次のような例がそれにあたる。

ル、壬寅、葬息長足日廣額天皇于滑谷岡。是日、天皇遷移於小墾田宮。（皇極天皇元年十二月）

ヲ、乙未、葬皇祖母命于檀弓岡。是日、大雨而雹。（皇極天皇二年九月）

ワ、壬戌、五臣奉大友皇子、盟天皇前。是日、賜新羅王、絹五十四・絶五十匹・綿一千斤・韋一百枚。（天智天皇十年十一月）

ルの例は、舒明天皇を滑谷岡に葬ったとする葬送の記事に対し、是日条は仮の皇居として小墾田宮に移ったという記事で、前後の文脈に関連はない。ヲにしても、皇極天皇の母、吉備島皇祖母を檀弓岡に葬った記事に対し、是日条は、その日に大雨とあられ雹が降ったことを記す。ワについても、天智天皇の御前で、近江朝の重臣五人が、大友皇子を奉じていくことを盟約した記事と、是日条は新羅王に絹などの品物を賜る記事とには、何の関係もない。このような例は是日条は、あくまでその日に別の出来事があつたというだけの意味しか持たない例といえる。

これに対し、是日の前後の文脈の因果関係が密接な例もある。例えば次のような例が挙げられよう。

カ、卅三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古、捕異鳥、獻於天皇曰、臣每張網捕鳥、未曾得是鳥之類。故奇而獻之。天皇召酒君、示鳥曰、是何鳥矣。酒君對言、此鳥之類、多在百濟。得馴而能從人。亦捷飛之掠諸鳥。百濟俗号此鳥曰俱知。〈是今時鷹也。〉

乃授酒君令養馴。未幾時而得馴。酒君則以韋縉著其足、以小鈴著其尾、居腕上、獻于天皇。是日、幸百舌鳥野而遊獵。時雌雉多起。乃放鷹令捕。忽獲數十雉。（仁德天皇四十三年九月）

ヨ、丁丑、天皇御向小殿而宴之。是日、親王諸王、引入内安殿。諸臣皆侍于外安殿。共置酒以賜樂。則大山上草香部吉士大形、授小錦下位。仍賜姓曰難波連。（天武十年正月）

カは依網屯倉の阿彌古という人物が、不思議な鳥を捕獲し献上し

たところ、酒君がその鳥は百濟に多くいる「クチ」（鷹のこと）であることを天皇に奏上したこと、また天皇が酒君に鷹を飼い慣らすよう命じた結果、ほどなく鷹を飼い慣らすことができ、その鷹を天皇に献上したことが書かれ、是日条では、その鷹を連れて百舌鳥野に鷹狩りに出かけたことを記す。ヨは天皇が宮中で宴を催したことが記されたあと、是日条では、親王たちや、諸臣を招いて置酒して樂をしてあそぶことが書かれる。

以上のように見てくると、是日の使い方は様々で、「A。是日、B。」という形であると仮定して大まかに分類すると、
I Aがあつた。そこで是の日、Bをした。
II Aがあつた。それと関連して是の日、別にBがあつた。
III Aがあつた。それとは関係ないが是の日にBがあつた。

という三つのパターンがあるようと思える。ただひとつ言えるのは、

是日条は、必ずしもその前後の出来事が、同時性、同空間性を持っているとは限らないということである。むしろ、そういう例は極めて少ないとえよう。

このことから考えると、推古天皇二十年の正月七日の記事も、是日の前に酒宴の記事があるからといって、是日条の記事が、必ずしもその酒宴の場で行われたとは限らないということであり、再三述べたように、馬子の上寿はむしろ酒宴とは切り離して考えるべきではないだろうか。

理由は二つある。ひとつは、もし同じ宴の場で行われたことなら、わざわざ是日とするだろうか。例えば「於是」や「是時」などの他の方法があるはずである。次のような例がある。

タ、二年春三月上巳、幸後苑曲水宴。是時、喜集公卿大夫・臣連国造伴造、為宴。群臣頻称万歳。（顯宗天皇二年三月）

ここでは天皇が曲水の宴を催し、この時、手厚く諸臣を集めて宴をされ、群臣はしきりに万歳を称えたとある。このような、方法で推古天皇二十年正月条は書けないのだろうか。もし酒宴と上寿が同じ場で行われたのなら、わざわざ是日とする必要はないのではないかだろうか。

さらにこの当該記事は、いわゆる正月儀礼の記事と位置づけられ

ており、特に正月七日の儀礼の一一番初めの記事という見方もある。

これが史実かどうかは別として、もし儀礼としての記事であること考慮するならば、大臣が天皇に対して、寿を述べるのは、まさに宮廷儀礼であるといえよう。宴はあくまで儀礼の後の余興である。倉林正次氏⁽⁸⁾によれば儀礼形式としては、儀礼が行われて饗宴に移るという構造を持っていることが述べられているが、まさにそこから考えるならば、馬子の上寿があつて、そのあと酒宴が行われるのが本来の儀礼の姿ではなかつたか。

ここで、ひとつこのことを考える上で参考になる記事がある。

九年春正月丁丑朔甲申、天皇御于向小殿、而宴王卿於大殿之庭。

是日、忌部首首、賜姓曰連。則與弟色弗共悅拜。（天武天皇九年正月）

これは天武天皇九年の正月七日の宴の記事である。天皇は小殿に、皇族や臣下は大殿の庭に集まり、正月の酒宴を行つた。ここまでには推古天皇二十年の正月七日の宴の記事と極めて似ている。そして是の日、忌部首首が連姓を賜り、弟とともに悦び、天皇に拜している。そこでこの賜姓の記事がいつのことかが問題になる。ここで参考になるのが、時代が少し下るもの、万葉集卷六、一〇〇九番歌である。

冬十一月、左大弁葛城王等、姓橘氏を賜はりし時の御製歌一首

橋は 実さへ花さへ その葉さへ 枝に霜置けど いや常葉の

木

右、冬十一月九日に、從三位葛城王・從四位上佐為王等、皇族の高名を辞り、外家の橋の姓を賜はること已に訖はりぬ。こ

こに、太上天皇・天皇・皇后、共に皇后の宮に在して、肆宴をなし、即ち橋を賀く歌を製らし、并せて御酒を宿祢等に賜ふ。或は云はく、この歌一首は太上天皇の御歌なり、ただし、天皇・

皇后の御歌各一首あり、といふ。その歌遺落ちて、未だ探し求むること得ず。今、案内に検すに、八年十一月九日に葛城王等、橋宿祢の姓を願ひて表を上る。十七日を以て、表の乞に依りて橋宿祢を賜ふ、といふ。

この歌は葛城王らが橋の姓を賜る時の歌であるが、左注にはまず「皇族の高名を辞り、外家の橋の姓を賜はること已に訖はりぬ」とある。賜姓の儀式のようなものがあつたかは不明ではあるが、明確に「已に訖はりぬ」と記されるには、それなりの理由があつたのだろう。少なくとも何らかの手続きが行われたことは明らかだ。そしてその後「ここに、太上天皇・天皇・皇后、共に皇后の宮に在して、肆宴をなし」とあるように、宴がとり行われているのである。

さらに同じく正月に行われる進薪の儀礼について「甲寅、百寮初位以上進薪。即日、悉集朝廷賜宴。」（天武五年正月）でも、まずは儀礼が行われ、その後酒宴が行われていることが分かる。

これらの例から先の天武天皇九年正月の記事を顧みるならば、や

はり是日で記された賜姓も、同様に宴に先立つて行われたと考える

三

べきである。

そう考へると、是日として馬子の上寿を記さないといけない推古紀の事情も理解できる。「於是」「是時」とすれば、まさに宴の最中に馬子が上寿したことになるため、あえてそうではないという意図で、是日を使って表したのではないだろうか。

現に推古紀の是日の使い方の多くは、まず全体的な事項としての結果が示され、是日条で、そこに至るまでの出来事を記すという方法が用いられた。ここでも最終的には正月の宴が盛大にとりおこなわれたが、そこに至るまでの出来事として、おそらくは宮中で大臣が正月の儀礼として、天皇を賛美する言葉（この場合は歌）を献上したこと、そしてそれに対して、天皇が臣下をねぎらう歌を返したというのがこの記事の意図するところであろう。

さて長々と是日条について検討を行つたが、先に確認した漢籍における「上寿」が必ずしも酒宴と結びつかないことと、かつ本来「上寿」には酒杯を獻じる意味はないことを、この是日条の検討とあわせ考へるならば、やはり蘇我馬子の上寿歌が、「オホミキタテマツリテ」と訓讀されてきたことは、改める必要があるのでないだろうか。

さて、これまで上寿についての検討を行い、従来の「オホミキタテマツリテ」の訓を改める必要を説いたが、それならばどのように訓むべきであろうか。

既に第一節で漢籍の用例をいくつか確認したとおり、上寿の意味は「祝辞を述べる」「祝福する」意ととるより他はない。それならばそれを訓讀するならば、かつて武田氏、あるいは相磯氏が訓讀されたように「ホギウタタテマツリテ」あるいは「ホギゴトヲタテマツリテ」という訓がふさわしいようと思ふ。この推古紀の上寿は馬子が歌を獻じているということを重視するならば武田氏の「ホギウタ」となるだろうし、あくまで漢語として、漢籍の用例に忠実に上寿を訳すのならば「ホギゴト」と訓む方が普遍的である。訓讀の方針、立場の問題ではあるが、「上寿」の下に「歌曰」があることを考へるならば、ここはひとまずより普遍的な「ホギゴトタテマツリテ」としておきたい。

ところで、この上寿歌について、従来土橋前掲書にも述べられているように「この歌は古い室寿の寿詞や宫廷寿歌の系譜を受け継ぐものといえるが、同時に新しい特長を備えていることも注目されるのである。たとえば古い宫廷寿歌は勧酒歌から発展したもので、（中略）この歌には勧酒歌的な要素はなく、天皇の長寿を言葉に表

して寿ぐとともに、新しい宮讚めの形式を生み出している」とされた。土橋氏は宫廷寿歌が勧酒歌から発展したものであるが、この推古紀の歌謡にその要素を見いだせないことから、新しい宫廷寿歌であると認定したが、むしろ、歌の場が酒宴ではないということが、この新しい寿歌の発生につながったと言うべきではないだろうか。

土橋氏はこの問題を、「古くは自然暦の春の初めに行われた国見の代わりに、正月元日に国讚め歌が歌われ、大嘗会で奏せられた各氏族の寿歌は、正月七日の節会に宫廷官僚の代表者によって奏せられるようになってしまったわけだ、これは宫廷の体制が、大化の革新を待たず、氏族制から官僚制の方向へ進んでいたことによるものであろう」とされ、寿歌の変化の大きな要因を政治システムの変化に求めた。しかし、確かに推古朝前後に古い氏族制から新しい官僚制への移行の芽生えはあるものの、依然として豪族の力が大きかったのは明らかで、官位なども定められてはいるものの、まだ官僚制へ移行していたとは考えられない。その観点から、この記事を史実とし、この歌謡も新しい官僚制のもとで行われた儀礼の場で、推古朝に成立した新しい宫廷寿歌とするのを、素直に受け入れることは難しい。

また既に指摘があるように、正月七日の宴の記事が、天武紀以降に頻出するのに対し、ずっとさかのぼってこの推古紀に一つあるのも不自然である。正月儀礼ならば、毎年行われるのが当然である。

もちろんそれを記事として日本書紀に残すかどうかは別問題である。

推古天皇二十年の正月儀礼では、馬子の寿歌とそれに対する天皇の唱和があるから特別に載せた可能性もあるにはある。しかし、天武天皇二年正月の置酒の宴の記事は「二年春正月丁亥朔癸巳、置酒宴群臣」と、たったこれだけである。正月ではないが、天武天皇四年十月十日条でも「庚辰、置酒宴群臣」だけである。つまり宴席で特別な何かがなければ記さないというようなことはない。

そのように見てくると、この推古紀の置酒の宴の記事がここにあること、そしてそこに上寿があり、歌謡があることの、いわば特殊性が見て取れる。上寿の例は日本書紀全体でもここ一例である。

最初に研究史のまとめでも触れたように、近年これらの記事は史実ではなく、後世ここにあてはめられたものであるとの見解があるが、本稿の考察でも、これを積極的に支持することはできても、否定するような根拠は見いだせない。歌謡の考察は本稿では行わないが、例えば、馬子の上寿歌の冒頭「やすみしし」についても、万葉集の中では、基本的に人麻呂に多用された用語で、それ以前は天智崩御の際の挽歌と、中皇命の歌にあるだけで、基本的に天智朝最後から天武朝以降に多く用いられた句である。

まとめ

従来この推古天皇二十年の置酒の宴と上寿歌が、無意識の前提と

して同一の場で行われたものとして、特に問題にもされなかつた点

に、本稿では特に是日条のあり方から、上寿（歌）の場と、置酒の

宴とは切り離して考へるべきことを述べてきた。また、従来宫廷寿

歌が勧酒歌の延長線であったものが、新しい型の寿歌に変わる画期

をこの歌謡に見出そつとする論がある中、歌だけの変貌ではなく、

歌われる場が、そもそも酒宴の場から、儀礼（儀式）の場になつ

てることにより、歌の質も変わつたと考へるべきで、その意味で

は、むしろ宫廷寿歌の変貌ではなく、万葉集などにも見られる新し

い天皇讃歌の発生と言うべきなのかもしれない。

本稿では主に地の文の考索にとどまり、歌謡の考索は行わなかつたが、これについてはまた別の機会に考索を行いたい。

【注】

(1) 日本書紀の引用は岩波日本古典文学大系本を使用した。以下同様である。

(2) 「推古・舒明朝の宫廷儀礼歌」（『国文学研究』¹²¹）

(3) 「正月儀礼と上寿酒歌」（『国語と国文学』63—11）。後に『万葉集と中国文学第二』（笠間書院、H 5・5）に収録。

(4) 「推古紀「上寿歌」に対する疑問と成立時期」（『日本歌謡研究』36、H 8・12）。後に『古代和歌の享受』（おうふう、H 12・11）

(5) 「天智天皇聖躬不予の時倭大后的奉る御歌」（湘南文学25、H 3・3）

(6) 『万葉歌の形成と形象』（笠間書院、H 6・11）

(7) 全講・新解ともに訓だけを示し、その理由は説明されない。また相磯氏については、新解のあとに刊行された『記紀歌謡全註解』についても同様である。

(8) 『饗宴の研究 文学篇』（桜楓社、S 44・1）